

養父市立養父中学校「制服検討委員会」の設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養父市立養父中学校制服検討委員会の設置、所掌事項、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 養父市立養父中学校の制服を改定するため、制服検討委員会（以下、委員会という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、養父市立養父中学校の制服の改定に関する事項を行うものとする。

(組織)

第4条 委員会の委員（以下、「委員」という。）は13人以内とする。

2 委員は、養父市立養父中学校長を委員長、同PTA会長を副会長とし、学校運営協議会委員、養父中学校教員、校区各小学校保護者で組織する。

3 委員長は、会務を総理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和4年10月から令和6年3月末までとする。

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、新たに委員を選出し、その委員の任期は前任者の在任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。また、生徒の意見聴取のため、生徒会役員に出席を求め、意見や要望を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、養父市立養父中学校内に置く。

附則 本要綱は、令和4年10月3日から施行する。